

令和5年度集団指導資料
(令和3年度報酬改定関係)

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室

【者・児の共通事項】

- (1) 人員に関するもの … 1
- (2) 運営に関するもの … 1
- (3) 報酬に関するもの … 4

【訪問系サービス】

- (1) 居宅介護 … 9
- (2) 重度訪問介護 … 9
- (3) 同行援護 … 9
- (4) 行動援護 … 10

【日中活動系サービス】

- (1) 療養介護 … 10
- (2) 生活介護 … 10
- (3) 短期入所 … 12

【施設系・居住支援サービス】

- (1) 施設入所支援 … 13
- (2) 共同生活援助 … 15
- (3) 自立生活援助 … 17

【就労系サービス】

- (1) 就労系サービスにおける共通的事項 … 18
- (2) 就労移行支援 … 20
- (3) 就労定着支援 … 21
- (4) 就労継続支援 A 型 … 23

(5) 就労継続支援B型	…	25
--------------	---	----

【障がい児通所・入所支援】

(1) 障がい児通所支援における共通事項	…	29
----------------------	---	----

(2) 放課後等デイサービス	…	35
----------------	---	----

(3) 障がい児入所支援	…	36
--------------	---	----

(4) 福祉型障がい児入所施設	…	36
-----------------	---	----

(5) 医療型障がい児入所施設	…	37
-----------------	---	----

【参考資料】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1～6
の問と回答の一覧

【者・児の共通事項】

(1) 人員に関するもの

① 「常勤」要件及び「常勤換算」要件の一部緩和（全サービス共通）

障がい福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を以下の内容に緩和。

- ・ 育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、介護の短時間勤務制度等を利用する場合も、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱う。
- ・ 育児及び介護の短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算方法での計算上も 1（常勤）として扱う。
- ・ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすこととする。

※ 「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことを言う。

※ 常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算については、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めて良いものとする。

【当要件に関する Q & A】

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A（以下「令和 3 年度 Q & A とする」VOL. 1（令和 3 年 3 月 31 日） 問 20

(2) 運営に関するもの

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化（全サービス共通）

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける。

（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

【当運営基準の Q & A】

令和 3 年度 Q & A VOL. 1（令和 3 年 3 月 31 日） 問 74

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化（全サービス共通）

感染症や災害が発生した場合でも必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、運営基準において業務継続に向けた計画等の策定や

研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。(令和6年3月31日までは努力義務)

③ 地域と連携した災害対策の推進(日中活動・入所・居住・児童)

非常災害に備えるための訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

④ 障がい者虐待防止の更なる推進(全サービス共通)

障がい者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止委員会の設置、従業員への研修の実施、虐待の防止等のための責任者の設置を義務付ける。(令和4年4月1日から義務化)

【当運営基準のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問1～3

⑤ 身体拘束等の適正化(居宅・日中活動・入所・居住・児童)

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、身体拘束等の適正化のための指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修の実施を義務付ける。(令和4年4月1日から義務化)

⑥ 障がい福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用(全サービス共通)

障がい福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援を可能とする。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の

作成に係る会議

《サービス担当者会議・事例検討会等》

サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議

《特定事業所加算》

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議

《リハビリテーション加算》

リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンス

《日中活動支援加算【新設】》

日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面

《経口移行加算》

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《支援計画会議実施加算【新設】》

就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障がい者の就労支援に従事する者により構成される会議

《定着支援連携促進加算【新設】》

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るための関係機関を交えた会議

《居住支援連携体制加算【新設】》

精神障がい者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場

《関係機関連携加算》

障がい児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障がい児に係る児童発達支援計画に関する会議

【相談・指導等】

《雇用に伴う日常生活の相談等》

利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関して行う利用者に対する相談、指導等の支援

(3) 報酬に関するもの

① 医療連携体制加算の見直し（重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス）

医療・看護について、医療的ケアを要する等の看護職員の手間の違いに応じた報酬単価に見直し。また、医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けるものとする。

旧加算（短期入所の場合）

区分	単位	要件
I	600	利用者（1人）に対して看護を行った場合（4時間以下）
II	300	利用者（2～8人）に対して看護を行った場合（4時間以下）
III	500	介護職員等に痰吸引等の指導のみを行った場合
IV	100	研修を受けた介護職員等が痰吸引等を実施した場合
V	39	日常的な健康管理等の体制を整備している場合
VI	1000	利用者（1人）に対して看護を行った場合（4時間超）
VII	500	利用者（2～8人）に対して看護を行った場合（4時間超）



新加算（短期入所の場合）

区分	単位	要件
I	32	非医ケアの利用者に対して看護を行った場合（1時間未満）
II	63	非医ケアの利用者に対して看護を行った場合（1時間以上2時間未満）
III	125	非医ケアの利用者に対して看護を行った場合（2時間以上）
IV	960	医ケアの利用者（1人）に対して看護を行った場合（4時間未満）
	600	医ケアの利用者（2人）に対して看護を行った場合（4時間未満）
	480	医ケアの利用者（3～8人）に対して看護を行った場合（4時間未満）
V	1600	医ケアの利用者（1人）に対して看護を行った場合（4時間以上）
	960	医ケアの利用者（2人）に対して看護を行った場合（4時間以上）
	800	医ケアの利用者（3～8人）に対して看護を行った場合（4時間以上）
VI	2000	高度な医ケア※の利用者（1人）に対して看護を行った場合（8時間以上）
	1500	高度な医ケアの利用者（2人）に対して看護を行った場合（8時間以上）
	1000	高度な医ケアの利用者（3人）に対して看護を行った場合（8時間以上）
VII	500	介護職員等に痰吸引等の指導のみを行った場合
VIII	100	研修を受けた介護職員等が痰吸引等を実施した場合
IX	39	日常的な健康管理等の体制を整備している場合

※医療的ケアの新判定スコアが16点以上の障がい児者

◎ 算定における注意点

- ・ 医療機関等との連携に当たり、看護職員の訪問については、医療機関と文書により契約を締結すること。看護の提供時間の考え方については以下の通り。

ア 非医ケアの利用者の場合は、利用者それぞれについて、直接に看護を提供した時間とする

イ 医ケアの利用者の場合は、直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）とする。

なお、「直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間（看護職員が事業所に滞在した時間）」について、医療的ケアを必要とする利用者が事業所にいない時間帯は含めないこととし、例えば、医療的ケアを必要とする利用者が3時間サービスを利用し、看護職員が当該3時間を含めて計6時間事業所に滞在している場合は、看護職員が3時間事業所に滞在していたものとして取り扱う。

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者の判断（短期入所又は重度障害者等包括支援における医療連携体制加算（Ⅵ）を除く。）は、利用者、家族、主治医からの聞き取りや事業所に配置する看護職員が確認するなどにより、事業所において判断する。
- ・ 常勤看護職員等配置加算を算定している福祉型短期入所事業所の場合は医療連携体制加算（Ⅷ）についてのみ算定可能。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問8～17

令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日） 問1

② 地域生活支援拠点等に係る加算【新設】

ア 緊急時における対応機能の強化（訪問系・重包・自立生活援助・地域定着）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所において、緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に50単位を上乗せ。

イ 緊急時のための受入機能の強化（短期入所、重包）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所において、サービス利用開始日に100単位を加算。※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問2～3

令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日） 問4

③ **ピアサポート体制加算【新設】（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）**

障がい者ピアサポート研修を修了した者が、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行った場合、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価

(算定要件)

地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）※」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

※福岡県における令和4年度のピアサポート研修については開催予定。

詳細が確定次第、周知予定。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

イ 管理者又はアの者と協働して支援を行う者

また、上記の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること及び該当者を配置していることを公表していることが必要となる。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問4～7

令和3年度Q & A VOL. 2（令和3年4月8日） 問29

令和3年度Q & A VOL. 3（令和3年4月16日） 問7

④ **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム**

精神障がい者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、その構築に資する取組を評価する加算を新設。

ア 緊急時支援加算【新設】（自立生活援助）

- ・ **緊急時支援加算（Ⅰ） 711 単位/日** 地域生活支援拠点等の場合は+50 単位
緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算。
- ・ **緊急時支援加算（Ⅱ） 95 単位/日**
緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問54

イ 地域移行支援サービス費【見直し】（地域移行支援）

障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した基本報酬を設定。

見直し前			見直し後	
	単位数			単位数
(Ⅰ)	3,059 単位	→	(Ⅰ)	3,504 単位
(Ⅱ)	2,347 単位		(Ⅱ)	3,062 単位
(Ⅲ)	—		(Ⅲ)	2,349 単位

※ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件あり

ウ 退院・退所月加算に対する更なる加算（地域移行支援）

入院中の精神障がい者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算に評価に加え、更に500単位を加算で評価。

※ 精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合

エ 日常生活支援情報提供加算【新設】（自立生活援助、地域定着支援）

あらかじめ当該利用者の同意を得て、精神科病院等の職員に対して、利用者の

心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に 100 単位を加算する。(月 1 回を限度)

オ 居住支援連携体制加算【新設】(自立生活援助、地域移行、地域定着支援)

居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表するとともに、月 1 回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設け、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有した場合に 35 単位/月を加算。

カ 地域居住支援体制強化推進加算【新設】(自立生活援助、地域移行・定着支援)

利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に 500 単位/回を加算。(月 1 回を限度)

【訪問系サービス】

(1) 居宅介護

① 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されているサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

(2) 重度訪問介護

① 移動介護緊急時支援加算【新設】 240 単位/日

ヘルパーは利用者に対して、適時適切な支援を行う必要があることから、ヘルパーが運転する自動車を利用者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1 (令和3年3月31日) 問23・24

(3) 同行援護

① 同行援護従業者要件の経過措置の延長

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成

研修修了者とみなす経過措置については、同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があること、また、盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること等を踏まえて、令和6年3月31日まで延長する。

(4) 行動援護

① 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、障害福祉人材の確保が困難である状況等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き、経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

【日中活動系サービス】

(1) 療養介護

① 対象者要件の明文化

障がい者支援施設での受け入れが困難な障がい支援区分5以上の者であって、次に該当する者を療養介護の対象者として明文化する。

ア 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

イ 区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者

(ア) 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者

(イ) 医療的ケアスコアの基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数が16点以上の者

(ウ) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者

(エ) 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者

ウ ア及びイに掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

(2) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)【新設】

常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上の医療的ケアスコア

表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合に加算。

(算定単位数)

利用定員が 20 人以下	84 単位
利用定員が 21 人以上 40 人以下	57 単位
利用定員が 41 人以上 60 人以下	33 単位
利用定員が 61 人以上 80 人以下	24 単位
利用定員が 81 人以上	18 単位

(判定スコア項目)

① 人工呼吸器の管理	② 気管切開の管理
③ 鼻咽頭エアウェイの管理	④ 酸素療法
⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）	⑥ ネブライザーの管理
⑦ 経管栄養	⑧ 中心静脈カテーテルの管理
⑨ 皮下注射	⑩ 血糖測定
	⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）
⑫ 導尿	⑬ 排便管理
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問31

② 重度障害者支援加算【見直し】

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）【新設】 50 単位／日

人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算。

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 7 単位／日

本加算を算定し、更に強度行動障がい有する者に対して支援を行い180単位を算定している事業所で、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき500単位を加算。

※ 期間が90日から180日へ、1日単位数が700単位から500単位へ見直し。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問28・29
 令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日） 問2・3

(3) 短期入所

① 短期入所サービス費【見直し】

ア 福祉型強化短期入所サービス費【見直し】

福祉型強化短期入所サービス費の算定要件に、「医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等への支援」が追加。

※ 同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが、該当する者等がない日については福祉型短期入所サービス費を算定する。

イ 医療機関において実施するサービス費【見直し】

療養介護の対象者の見直しに伴い、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)及び医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅳ)・(Ⅴ)の算定要件となる対象者も同様に見直し。(療養介護の項目を参照。)

ウ 地域生活支援拠点等である場合の加算【新設】 100 単位

地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算。

※ 緊急時の受入れに限らない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1 (令和3年3月31日) 問2・3

令和3年度Q & A VOL. 4 (令和3年5月7日) 問4

② 医療連携体制加算【見直し】

【者・児の共通事項】の(3)②を参照

③ 特別重度支援加算【見直し】(Ⅰ) 388 単位/日 ⇒ 610 単位/日

(Ⅱ) ⇒ 297 単位/日

(Ⅲ) 120 単位/日

従来の当加算(Ⅰ)が、判定スコアの点数により(Ⅰ)(判定スコアを合算して25点以上)と(Ⅱ)(判定スコアを合算して10点以上)に細分化。従来の当加算(Ⅱ)が(Ⅲ)となる。

④ 日中活動支援加算【新設】 200 単位/日

次の基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ア 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)及び医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、(二)により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定可能とする。

イ 日中活動実施計画は、以下の手順で作成すること。

- (ア) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他職種の者（以下「保育士等」という。）が共同し、適切については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。
- (イ) 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。
- (ウ) 保育士等は、利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成すること。なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障がいを有する者が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。
- (エ) 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問32・33

令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日） 問5

【施設系・居住支援サービス】

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理体制加算【新設】 30単位／月

障がい者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

② 口腔衛生管理加算【新設】 90 単位／月

障がい者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

③ 経口移行加算【見直し】

障がい者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。

④ 経口維持加算【見直し】(Ⅰ) 28 単位／日 ⇒ 400 単位／月
(Ⅱ) 100 単位／月

ア 経口維持加算(Ⅰ)

障がい者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障がい¹を有し、誤嚥(えん)が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合²にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 経口維持加算（Ⅱ）【新設】

協力歯科医療機関を定めている障がい者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（障がい者支援施設基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

＜栄養マネジメント加算、口腔衛生管理（体制）加算、経口移行加算、経口維持加算＞

① 当加算を算定している施設等は、次の通知を必ず御確認ください。

栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年4月6日障障発0406第1号）

※ 福岡県庁ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/136863.pdf>（通知）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/136864.xlsx>（加工可能な様式）

② 次の通知に当加算に係るQ & Aが掲載されています。

- ・ 令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日）
問34～39＝口腔衛生管理（体制）加算に係るQ & A
- ・ 令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日）
問6～8＝経口維持加算 問9＝口腔衛生管理（体制）

⑤ 療養食加算【見直し】

管理栄養士又は栄養士が配置されている障がい者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合でも、算定可能となった。

⑥ 重度障害者支援加算（Ⅱ）【見直し】

本加算を算定し、更に夜間支援で180単位を算定している施設等で、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき500単位を加算。

※ 期間が90日から180日へ、1日単位数が700単位から500単位へ見直し。

（2）共同生活援助

① 基本報酬の見直し

日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差がつくよう見直す。

介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

② **重度障害者支援加算【見直し】（介護サービス包括型、日中サービス支援型）**

重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障がい者を有する者を算定対象に加える。

- ア 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360 単位／日
- イ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180 単位／日（※）

※ イについては、以下のaからcのいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障がい者を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- a 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- b サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障がい者支援者養成研修（実践研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修
- c 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・ 強度行動障がい者支援者養成研修（基礎研修）
 - ・ 行動援護従業者養成研修

③ **医療的ケア対応支援加算【新設】 120 単位／日**

指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問48～49

④ **強度行動障害者体験利用加算【新設】 400 単位／日（介護サービス包括型、日中サービス支援型）**

以下のア及びイのいずれにも該当する事業所において、強度行動障がい者を有する

者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

ア サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

イ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

⑤ 夜間支援等体制加算【見直し】（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、入居者の障害支援区分に応じた内容に見直し。
- ・ 住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問40～47

令和3年度Q & A VOL. 3（令和3年4月16日） 問6

⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

（3）自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（I））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以

内の者を加える。

② 人員基準の緩和

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなす。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

④ 同行支援加算【見直し】

同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

(算定要件)

- ・ 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位/月
- ・ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位/月
- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位/月

【就労系サービス】

(1) 就労系サービスにおける共通的事項

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和5年度の報酬算定に係る実績の算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能。

《令和5年度の報酬算定に係る実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか2か年度間の実績で評価

- (I) 令和3年度及び令和4年度
- (II) 平成30年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (I) 令和2年度、令和3年度及び令和4年度(3年間)
- (II) 平成30年度及び令和元年度(2年間)

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年

度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和4年度

※ 「生産活動収支の状況」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度及び令和元年度
- (Ⅱ) 令和3年度及び令和4年度

※ それ以外の項目は、令和4年度実績で評価

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和4年度

② 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

（利用者要件）

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

（事業所要件）

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

③ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

施設外就労に係る加算（施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ））を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。

施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 （令和3年4月8日） 問4

④ 医療連携体制加算【見直し】（就労定着支援は除く）

【者・児の共通事項】の（3）②を参照

⑤ 福祉専門職員配置等加算【見直し】（就労定着支援は除く）

「作業療法士」を当加算における有資格者として新たに評価する。

(2) 就労移行支援

① 就労移行支援サービス費【見直し】

ア 実績の対象期間の見直し

基本報酬の区分の決定に係る実績について、これまで前年度のみの実績にて算定していたものを、直近2か年度の実績により算定するもの。

(新算定式)

$$\frac{\text{前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者}}{\text{前年度の利用定員数+前々年度の利用定員数}}$$

イ 新規指定時における算定方法の見直し

(7) 就労移行支援サービス（Ⅰ）

新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満とみなして算定する他に、新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、前述の「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」を「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することもできる。

(イ) 就労移行支援サービス費（Ⅱ）

新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 （令和3年4月8日） 問5・6

② 支援計画会議実施加算【新設】 583 単位／回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算。

※ 就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること、また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障がい者を有する者が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（算定対象となる関係者）

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、地域障がい者職業センター、他の就労移行支援事業所、特定相談支援事業所、利用者の通院先の医療機関、当該利用者の支給決定を行っている市町村、障がい者雇用を進める企業、その他障がい者の就労支援を実施している企業・団体 等

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 4 （令和3年5月7日） 問10

(3) 就労定着支援

① 就労定着支援サービス費【見直し】

ア 報酬区分及び単価の見直し（例：利用者数20人以下）

見直し前		→	見直し後	
就労定着率	単位数		就労定着率	単位数
9割以上	3,215 単位		<u>9割5分以上</u>	3,449 単位
8割以上9割未満	2,652 単位		<u>9割以上9割5分未満</u>	3,285 単位
7割以上8割未満	2,130 単位		8割以上9割未満	2,710 単位
5割以上7割未満	1,607 単位		7割以上8割未満	2,176 単位
3割以上5割未満	1,366 単位		5割以上7割未満	1,642 単位

1割以上3割未満	1,206 単位	3割以上5割未満	1,395 単位
1割未満	1,045 単位	<u>3割未満</u>	1,046 単位

イ 新規指定時における初年度の算定方法の見直し

(7) 利用者数

- ・ **新規に指定を受けた日から6月未満の場合**

指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に一体的に運営される就労系事業所等を受けた後、一般就労して、その継続期間が月に達している者の総数 × 70%

- ・ **新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の場合**

過去6月間における各月の就労定着支援利用者数の合計 ÷ 6月

(イ) 就労定着率

- ・ **新規に指定を受けた日から1年間**

指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に一体的に運営される就労系事業所等を受けた後一般就労した者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において一般就労が継続している者の総数 ÷ 指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に一体的に運営される就労系事業所等を受けた後一般就労した者

ウ 基本報酬の支給要件の見直し

見直し前	見直し後
「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定	どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問10

② 定着支援連携促進加算【新設】 579 単位/回

企業、地域障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問11~16

【就労定着支援に係る通知】

就労定着支援の実施について(令和3年3月30日 障障発0330第1号)
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長通知

(4) 就労継続支援A型

① 就労継続支援A型サービス費【見直し】

利用定員、人員配置及び評価点(判定スコア)に応じて算定するよう抜本的に見直されたもの。(算出方法の詳細については、令和3年厚生労働省告示第88号を参照。)

(スコア概要)

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5～80点
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5～40点
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0～35点
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組み実績により評価	0～35点
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労により働く場の確保等地域と連携した取組み実績により評価	0～10点

(算定単位数)

170点以上	724 単位
150点以上170点未満	692 単位
130点以上150点未満	676 単位
105点以上130点未満	655 単位
80点以上105点未満	527 単位
60点以上80点未満	413 単位
60点未満	319 単位

- ※ 新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。
- ※ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付けるとともに、未公表の場合は、所定単位数の15%を減算する。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問17~22
 令和3年度Q & A VOL. 3 (令和3年4月16日) 問4・5
 令和3年度Q & A VOL. 4 (令和3年5月7日) 問11~22
 令和3年度Q & A VOL. 6 (令和4年2月10日) 問2~5

【算定方法に係る通知】

厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の留意事項について
 (令和3年3月30日 障発0330第5号)

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知

② 就労移行連携加算【新設】 1,000単位(1回のみ)

就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定するもの。(1回限り1,000単位)

- ※ 当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。
- ※ 就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。
- ※ 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のイ

ンターネットを利用した提供方法でも差し支えない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問25・26

③ 就労移行支援体制加算【見直し】

利用定員及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(5) 就労継続支援B型

① 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)【見直し】

算定区分及び報酬単価の見直し(例:(Ⅰ)利用定員20人以下)

見直し前		→	見直し後	
4.5万円以上	649単位		4.5万円以上	702単位
3万円以上 4.5万円未満	624単位		<u>3.5万円以上</u> <u>4.5万円未満</u>	672単位
2.5万円以上 3万円未満	612単位		<u>3万円以上</u> <u>3.5万円未満</u>	657単位
2万円以上 2.5万円未満	600単位		<u>2.5万円以上</u> <u>3万円未満</u>	643単位
1万円以上 2万円未満	589単位		<u>2万円以上</u> <u>2.5万円未満</u>	631単位
5千円以上 1万円未満	574単位		<u>1.5万円以上</u> <u>2万円未満</u>	611単位
5千円未満	565単位		<u>1万円以上</u> <u>1.5万円未満</u>	590単位
			<u>1万円未満</u>	566単位

※ 工賃向上計画を作成している(福岡県に工賃向上計画を提出している)指定就労継続支援B型事業所であることが必要。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 4 (令和3年5月7日) 問23

② 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（Ⅳ）【新設】

利用者の就労や生産活動等への参加をもって一律に評価する。

報酬単価（例：（Ⅲ）7.5：1）

利用定員 20 人以下	556 単位
利用定員 21 人以上 40 人以下	494 単位
利用定員 41 人以上 60 人以下	463 単位
利用定員 61 人以上 80 人以下	454 単位
利用定員 81 人以上	438 単位

③ 地域協働加算【新設】 30 単位／日

基本報酬区分（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算。

※ 加算の対象となる範囲について、基本的には、事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。

※ 取組の内容については、本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。

適切な取組の例	不適切な取組の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

※ 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。

公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットによるものとするが、市町村等が発行する情報誌への掲載、事業所及び関係機関での掲載、このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であること

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 （令和3年4月8日） 問23・24

令和3年度Q & A VOL. 4 （令和3年5月7日） 問24

④ ピアサポート実施加算【新設】 100単位／月

次のア～ウいずれにも該当する事業所において、研修を修了した障がい者が利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、算定可能。

ア 基本報酬区分（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障がい者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

- ・障がい者又は障がい者であったと都道府県知事が認める者
- ・当該就労継続支援B型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

※ 福岡県における令和4年度のイの研修については開催予定。

詳細が確定次第、周知予定。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1 （令和3年3月31日） 問4～7

令和3年度Q & A VOL. 3 （令和3年4月16日） 問1

令和3年度Q & A VOL. 6 （令和4年2月10日） 問6

⑤ **就労移行支援体制加算【見直し】**

算定する基本報酬の区分に応じ、加算される単位数が変動することとなった。

⑥ **就労移行連携加算【新設】 1,000 単位（1 回のみ）**

就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者がいる場合において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、相談支援事業者に対して、当該就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、利用を終了した月について、1 回に限り、所定単位数を加算する。

※ 当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2 （令和3年4月8日） 問 25・26

【障がい児通所・入所支援】

(1) 障がい児通所支援における共通事項

① 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

今回改定において、「動ける医ケア児」にも対応した判定スコアを導入し、医ケア児を直接評価する基本報酬を新設。

◎ 医療的ケアスコアとは

医療的ケア児の医療濃度を計るためのスコア。医療的ケアの各項目ごとに、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっており、これらの点数を合算したスコアを指す。

○ 基本スコア

医療行為の該当の有無についての評価であり、保護者や医師、看護職員等への聞き取り等により事業所で判定することが可能である。

○ 見守りスコア

医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかわるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、医師(※)による判定が必要である。

※ 「見守りスコア」を判定する医師は、当該児童が日頃から診察を受けている医師(いわゆる主治医)とする。医療的ケア児には、大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合もあるが、そのような場合はどちらの医師が判定をしても良いものとする。

◎ 医療的ケア児を評価する基本報酬

(算定する場合は主治医の判定が必要)

医療的ケア区分	医療的ケアスコア	医療的ケア児:看護職員数の配置割合	報酬 (放課後等デイサービス(3時間以上) 10人定員の場合)
3	32点以上	1:1	2,604単位
2	16点以上	2:1	1,604単位
1	3点以上	3:1	1,271単位
なし	—	—	604単位

※ 看護職員「1人」の考え方は、医ケア児へのサービス提供時間帯を通じて配置しているか否か。サービス提供時間帯を通じて配置する看護職員は、同一職員でなくても良い。

なお、訪問看護ステーション等からの看護職員の派遣を受けて医ケアを提

供する場合は、配置した看護職員としては計上できない。(この看護職員による医療連携体制加算の算定は可能)

※ 必要な配置が行われたかどうかの判定は、一月を通じて配置が足りているかどうかで考える。具体的には以下のとおり。

(例) 4月に、医療的ケア区分3の医療的ケア児Aは5日、医療的ケア区分2の医療的ケア児Bは8日、医療的ケア区分1の医療的ケア児Cは15日、医療的ケア児Dは16日利用した。

⇒ 以下のとおり計算する。

- ・ 区分3 医ケア児1人×5日×看護職員1人＝看護職員5人
- ・ 区分2 医ケア児1人×8日×看護職員0.5人＝看護職員4人
- ・ 区分1 医ケア児(1人×15日+1人×16日)×看護職員0.33人＝看護職員10.23人
- ・ 5人+4人+10.23人＝19.23人 ← 一月に必要な看護職員数

当月実績として、医療的ケア児が利用する日に配置した看護職員の数(必要看護職員数)の合計人数(必要看護職員合計数)が、上記の方法で算出した一月に必要な看護職員数(配置看護職員合計数)以上になった場合に、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することができる。

必要看護職員数 ≤ 配置看護職員合計数

→この場合に 医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できる。

請求は、当該月の利用日全てにおいてできるが、医療的ケア児へのサービス提供時間帯を通じて全く看護職員が配置されていなかった日については算定できないものとする(一部であっても看護職員が配置されていれば算定可)

◎ 看護職員の配置と請求

看護職員の配置と請求の考え方は、以下の表のとおり。

看護職員を医療的ケア児のサービス提供時間帯を通じて配置したかどうか。	配置看護職員として計上できるか。	必要看護職員合計数 ≤ 配置看護職員合計数のときに、医療的ケア区分に伴う報酬を請求できるか。
配置した。	○	○
一部の時間帯だけ配置した。	×	○
配置できなかった。	×	×

なお、配置看護職員合計数が、必要看護職員合計数未満となった場合は、以下

の方法で、配置看護職員合計数と必要看護職員数を計算し直す。

- ア 当該月の医療的ケア児に係る利用日のうち、必要看護職員数に対する配置看護職員数の不足数が大きい日について、必要看護職員合計数と配置看護職員合計数から、それぞれ除外する。
- イ アを除外した必要看護職員合計数と配置看護職員合計数を比較し、必要看護職員合計数 \leq 配置看護職員となるまでアを行う。
- ウ ア～イで、除外した日以外において利用した医療的ケア児について、医療的ケア区分に係る基本報酬を算定するものとする（除外した日については、医療的ケア児であっても、医ケア以外の障害児の基本報酬を算定する）

※ 看護職員を少なく配置する取扱い

医療的ケア区分3（32点以上）の場合、医療的ケア区分1（3点以上）及び医療的ケア区分2（16点以上）にも該当するため、医療的ケア区分3、2及び1のいずれの報酬も算定できることになる。

こうした場合は、

- ・ 保護者に対して、本来の医療的ケア区分における必要看護職員より少ない看護職員数で支援を行うことについて同意を得た上で、医療的ケア区分3（又は2）の医療的ケア児について、医療的ケア区分2（又は1）の医療的ケア児として計上して、必要看護職員合計数を算出し、これを満たす配置看護職員合計数を確保するものとして、都道府県に届け出ることで、本来の医療的ケア区分により必要とされる看護職員の人数より少ない人数で、医療的ケア児を受け入れることを可能とする。
- ・ なお、本来の医療的ケア区分より低い医療的ケア区分で受け入れた場合、低い医療的ケア区分での基本報酬を算定すること。

② 看護職員加配加算の取扱いについて

（算定する場合は主治医の判定が必要。）

- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所以外
医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算を廃止。
- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所

ア 看護職員加配加算（I）

看護職員を常勤換算でプラス1名以上配置し、医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になる場合に算定可。

イ 看護職員加配加算（Ⅱ）

看護職員を常勤換算でプラス2名以上配置し、医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になる場合に算定可。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問67

③ 医療連携体制加算の取扱いについて

（算定する場合は主治医以外の判定で可。）

医療連携体制加算は、事業所に配置する看護職員が看護を行う場合も算定可能となっている。このため、看護職員が医療的ケア児に医療的ケアを提供した場合は、

- 1 医療的ケア区分に応じた基本報酬
- 2 医療的ケア児以外の基本報酬＋医療連携体制加算

のどちらかの請求が可能となる。

医療的ケア児については、本来、一定数の看護職員の配置のもとで安全に医療的ケアを提供する必要があることから、医療的ケア児について、3人以上の利用が見込まれる場合は、1を算定するものとする（医療連携体制加算は算定できない）。

利用する医療的ケア児の人数が3人未満になるときは、1又は2を算定できるものとし、どちらを算定するかは事業所において決めるものとする。

なお、「3人」の考え方は、一月の利用実績の平均に基づいて判断する。

※ 請求の注意点

一月の請求において、事業所を利用した医療的ケア児の報酬について、ある医療的ケア児については医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定し、別の医療的ケア児については医療連携体制加算を算定するといった取扱いはできない。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問8～17

令和3年度Q & A VOL. 4（令和3年5月7日） 問1

【①～③に係る通知】

令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について

（令和3年3月23日 事務連絡）

④ 看護職員の基準人員の取扱いの見直し

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる。(ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。)

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障がい児を通わせる場合を除く。）は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

⑤ 退院直後から必要な障がい福祉サービスの利用

NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障がい等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障がい等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

⑥ 人員基準の見直し

専門性及び質の向上に向けて、「障がい福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を見直す。(令和3年3月時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、令和5年3月までは「障がい福祉サービス経験者」を数に含めることができる)

⑦ 家庭連携加算【見直し】

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合し、要件を見直す。

(算定単位数) ※月4回を限度

イ 1時間未満 187単位/回

ロ 1時間以上 280単位/回

⑧ 事業所内相談支援加算【見直し】

個別の相談援助だけでなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

(算定単位数) ※ I、IIそれぞれ月1回を限度

イ 事業所内相談支援加算 (I) (個別) 100 単位/回

ロ 事業所内相談支援加算 (II) (グループ) 80 単位/回

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1 (令和3年3月31日) 問55~57

令和3年度Q & A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問40

⑨ 個別サポート加算【新設】

ア 個別サポート加算 (I) 100 単位/日

- ・ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児に支援した場合に算定。
- ・ 個別サポート加算 (I) の対象となる児童の判断は、乳幼児等サポート調査又は就学児サポート調査の結果に基づき支給決定市町村が行う。
- ・ 対象となる児童とその要件は以下のとおり。

サービス	対象要件	
児童発達支援	3歳未満の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
医療型児童発達支援	3歳以上の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目(行動障害および精神症状の各項目)で、ほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上ある項目が1以上
放課後等デイサービス	以下の①又は②に該当すること ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ② 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの	

イ 個別サポート加算 (II) 125 単位/日

- ・ 虐待等の要保護・要支援児童を受け入れ、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行った場合に算定

- ・ 要件は以下の通り。(留意事項通知から抜粋)

ア 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師(以下「連携先機関等」という。)と、障がい児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障がい児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

イ 連携先機関等とのアの共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書

又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

ウ アのように、連携先機関等と障がい児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。

※ 具体的な取り扱いは、「個別サポート加算Ⅱの取り扱いについて」を参照

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問59～61

【当加算に係る通知】

個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて

（令和3年3月31日 事務連絡）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

⑩ 専門的支援加算【新設】（児童指導員加配加算（Ⅱ）の廃止）

- ・ 人員配置基準に加え常勤換算で1以上（児童指導員等加配加算を算定している場合は2以上）の配置で算定可能。
- ・ 放課後等デイサービスは専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）が算定対象
- ・ 児童発達支援においては上記専門職員に加え、5年以上児童福祉事業に従事した保育士及び児童指導員が算定対象となる。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問62～66

（2）放課後等デイサービス

① 極端な短時間のサービス提供の取扱いの見直し（欠席時対応加算（Ⅱ）の新設）

極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。

ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合

は、欠席時対応加算（Ⅱ）（94 単位／日）の算定を可能とする。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問69

（3）障がい児入所支援

① 重度障害児支援加算・小規模グループケア加算【見直し】

重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

ア重度障害児専用棟の設置、イ重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、ウ居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、アとイの基準を満たさなくても算定できるものとする。

※ ウの基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

② ソーシャルワーカー配置加算【新設】

地域移行に向けた支援として、入所や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士、②障がい福祉サービス事業、相談支援、障がい児通所支援又は障がい児入所支援に5年以上従事した経験を有する者）を専任で配置することで算定可。

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 1（令和3年3月31日） 問72～73

③ 自活訓練加算【見直し】

退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直し。

（算定要件）

実施時期：高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。

実施期間：同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定。

実施場所：適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

（4）福祉型障がい児入所施設

① 人員基準の見直し

主として知的障がい児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直す。

② 乳幼児加算（幼児加算）【見直し】

加算の対象を「幼児である障がい児（盲児又はろうあ児に限る）から「すべての乳幼児」に見直し、名称を乳幼児加算に変更。

③ 小規模グループケア加算【見直し】

障がい児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とする。

④ 看護職員配置加算【見直し】

看護職員配置加算（Ⅱ）の要件について、医療的ケアの新判定基準のスコアを用いるものとする。

（算定要件）

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

（5）医療型障がい児入所施設

① 重度重複障害児加算【見直し】

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2以上の障害を有する児童に支援を行った場合に算定可能とする。（以前は3以上）

② 強度行動障害児特別支援加算【新設】 781 単位／日

福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障がい児入所施設においても算定できるように見直し。（加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位／日）

【当加算のQ & A】

令和3年度Q & A VOL. 2（令和3年4月8日） 問42

③ 小規模グループケア加算の算定要件見直し

医療型障がい児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台

所・便所の設置を不要とすることを可能とする。)

(算定要件)

設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障がい児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下のアからウまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからウまでに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- ア 台所：利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合
- イ 浴室：当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- ウ 便所：利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合